

※第2回教育振興基本計画部会
(令和4年5月13日開催)資料1より抜粋

第3期教育振興基本計画の進捗状況等について

第3期教育振興基本計画 全体構造



基本的な方針	教育政策の目標	施策群
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○幼児期における教育の質の向上 ○新学習指導要領の着実な実施等 ○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 ・高等学校教育改革の推進 ○就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
	(2) 豊かな心の育成<〃>	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進 ○体験活動や読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○青少年の健全育成 ○男女共同参画の推進 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ○環境教育の推進 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 ○災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
	(3) 健やかな体の育成<〃>	○学校保健・学校給食、食育の充実等 ○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 ○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○高大接続改革の着実な推進 ○学生本位の視点に立った教育の実現 ○教員・学生の流動性の向上 ○教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○各学校教育における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進 ○高等教育機関における実践的な職業教育の推進 ○関係府省が連携した学校から社会への接続支援 ○学びを通じた地方への新たな人の流れの構築
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <〃>	○家庭の教育力の向上 ○地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
	2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成
(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		○大学院教育改革の推進 ○若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進 ○研究力強化の推進 ○高等専門学校における技術者教育の推進 ○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進 ○IT・データ活用能力の育成 ○新たな社会を創造・牽引(けんいん)するアントレプレナーシップ(起業家精神等)の育成
(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		○次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築 ○芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進 ○我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ○女性活躍推進のためのリカレント教育の強化 ○高齢者等の生涯学習の推進 ○若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 ○生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成 ○施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施 ○社会人が働きながら学べる学習環境の整備 ○経済的な支援の実施 ○労働者の学びに関する企業側の理解促進
	(13) 障害者の生涯学習の推進	○学校卒業後における障害者の学びの支援 ○地域学校協働活動の推進【一部再掲】 ○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】 ○大学等における学生支援の充実 ○障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化 ○地域の教育資源の活用 ○学校給食及び食育の推進【一部再掲】 ○へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援 ○東日本大震災をはじめとした災害への対応
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○特別支援教育の推進・ ○不登校児童生徒の教育機会の確保 ○夜間中学の設置・充実 ○高校中退者等に対する支援 ○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上 ○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進 ○地域における外国人に対する日本語教育の推進
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(17) ICT 利活用のための基盤の整備	○情報活用能力の育成 ○各教科等の指導におけるICT活用の促進 ○校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 ○学校のICT環境整備の促進 ○大学におけるICTを利活用した教育の推進 ○ICTの活用による生涯を通じた学習の推進
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校における教材等の教育環境の充実 ○私立学校の教育研究基盤の強化
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○学校安全の推進
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ○高等教育機関の連携・統合等
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○官民協働による日本型教育の海外展開 ○途上国への教育協力

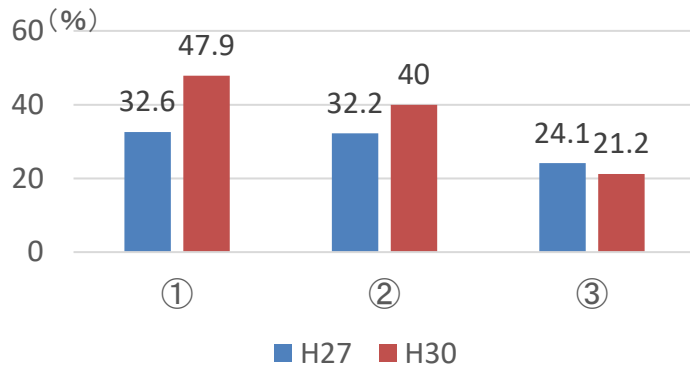
目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生 100 年時代を見据え、全ての人々が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を

- ① 仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
- ② 家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上
- ③ 地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）



内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年7月）、
内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」（平成27年12月）

- ・平成30年度には、平成27年度に比べ、①と②の割合は増加している一方、③の割合は少し低下している。
- ・①と②が伸びていることにより、必要な知識・技能・経験を身に付ける「学び」と、仕事や家庭、日常生活等の「活動」の循環の形成に寄与していると考えられる。
- ・一方、③が低下していることは、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

各施策の進捗について

● 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・若者が男女共同参画の視点に立ち、自らの将来や社会において果たす役割などを含めたライフキャリアについて考える機会を充実させるために、具体的事例や研修例等について検証を行い、教材を作成した。また、男女の尊重やアンコンシャスバイアス解消の理解を深める教育プログラムを作成した。（目標（2）再掲）
- ・総務省等と連携しながら、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体で子供たちの発達段階に応じた主権者教育が実施されるよう取り組んでいる。令和元年度には、青少年団体等を対象とした主権者教育プログラムに関する実証事業を実施した。また、令和2年度には、主権者教育に関するシンポジウムを開催した。
- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、更なる充実を図った消費者教育に関する内容について、その趣旨の周知を図った。また、消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）等を通じて、消費者行政部局や教育部局をはじめ、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見等も活用しつつ、実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、多様な主体による連携・協働体制作りを支援している。（目標（2）再掲）
- ・セーフティプロモーション等の考え方に基づく防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援している。
- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することについて規定しており、その趣旨の周知を図った。

● 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

- ・これまで多様な年代の社会参画で女性の社会参画を推進するため、大学等で連携を行うことで、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実、学習プログラムの開発など、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発、普及啓発を実施してきた。また、大学等における保育環境の整備状況等について把握するとともに、保育環境整備の事例調査を行い、課題や成果等を取りまとめるとともに、優良事例などについても全国に普及を行った。
- ・今後は、大学等を中心とした取り組みではカバーできなかった、地方公共団体の取り組みを促進するため、住民に近い立場から男女共同参画センターを中心とした地域の拠点を活用した学習プログラムの開発や普及啓発に取り組む。

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

各施策の進捗について

●高齢者等の生涯学習の推進

・高齢者を含め、全ての人が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組など各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備してきた。生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進するほか、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、放送大学での大学教育の機会を幅広く国民に提供していく。

●若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

・国民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、地方自治体や関係団体と連携したスポーツ機会の提供や、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施、総合型地域スポーツクラブの登録認証制度の整備等を実施してきた。今後も、地域における運動・スポーツを習慣的に実施するための取組の支援や幼児期からの運動習慣形成に向けた取組等も含め、国民のスポーツ実施率の向上を目指して、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に取り組む。

●生涯を通じた文化芸術活動の推進

・日本の美を国内外に発信する「日本博」の実施や自治体における文化芸術事業の支援、文化芸術団体の活動に対する支援や各地の劇場・音楽堂等の機能強化等を通じ、広く国民の文化芸術鑑賞機会の拡大を推進した。また、国民文化祭や高校総合文化祭の開催等により、文化芸術活動への参加機会の充実を図った。新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動の状況は大幅に落ち込んだが、コロナ禍で傷ついた状況からの回復及び更なる発展を図るため、上記のような取組を引き続き着実に実施する。

●生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

・平成29年10月に文部科学省でとりまとめた「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」に基づき、自己評価の実施を促進するとともに、NPO法人全国検定振興機構において、平成31年度に「検定試験の第三者評価に関する調査研究」を行い、これを踏まえ、第三者評価を開始。今後も自己評価及び第三者評価の促進により検定試験の質の向上に取り組む。

進捗の総括

これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職上で生かしている者、及び家庭・日常生活に生かしている者の割合はそれぞれ向上しており、「学び」と「活動」の循環の形成がなされていることがうかがえる。目標に向けた施策としては、主権者教育や消費者教育といった現代的・社会的な課題に対応した学習の推進、女性活躍推進のためのリカレント教育の強化、全ての人の生涯を通じた学習やスポーツ、文化芸術活動の推進、学習成果の適切な評価・活用のための環境整備を行った。

課題とその対応

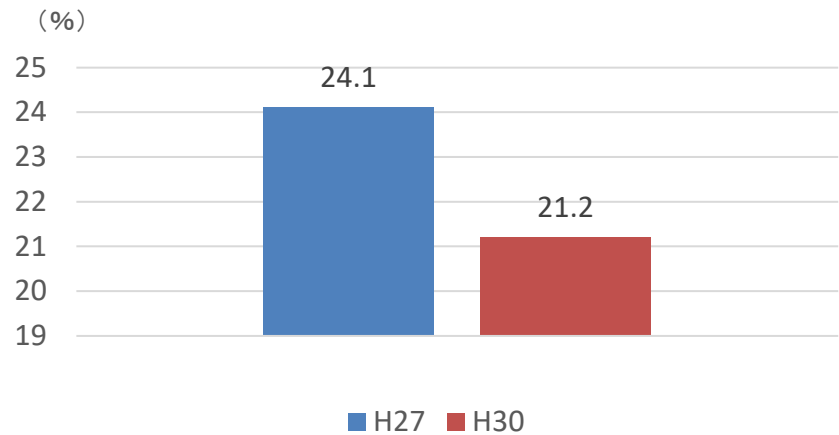
人生100年時代においてマルチステージの生き方が志向される中で、高齢者を含めた全ての人がそれぞれのニーズに応じた学びを可能にするため、ICTの活用などによる柔軟な学びの機会の一層の充実を図るとともに、特に高度な学習内容については、大学や専門学校等におけるリカレント教育を積極的に推進していく必要がある。新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ文化芸術活動については、文化芸術事業や文化芸術団体の活動に対する支援等により、国民の文化芸術鑑賞機会の拡大を推進する。

目標（11）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上



内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成30年7月)、
内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」(平成27年12月)

平成27年度に比べ平成30年度の数値が低下傾向にある。この背景としては、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが考えられる。

【再掲の施策群】

- 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- 生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

進捗の総括

これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合は減少傾向にある。目標に向けた施策として、社会教育施設を拠点とした取組の好事例の横展開や、社会教育士制度の活用促進、さらには持続可能な社会教育施設の運営のため、各地方公共団体における施設の戦略的な維持管理を推進した。

課題と対応

身に付けた知識・技能等を地域や社会での活動に生かしている者の割合が低下傾向にあり、地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、協働しながら、地域課題や社会課題への貢献につながる学びを通じて、地域コミュニティでの活動を促進していく必要がある。

各施策の進捗について

● 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討

・ 公民館等の社会教育施設を拠点として、多様な主体との連携・協働し、様々な学習機会の充実が図られ、地域住民が主体となって地域課題の解決に向けた取組が進められた。一方、孤立しがちな住民が抱える課題解消、デジタル・ディバイド解消など、新型コロナウイルス感染症の長期化により一層深刻化した課題の解消が重要となっている。このため、社会の変化に応じた新たな課題について、好事例の横展開等を行うとともに、公民館主事等への社会教育士制度の活用促進などにより、魅力的な教育活動が実践されるよう、社会教育施設を拠点とした取組を推進する。

● 社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成

・ 中央教育審議会の平成30年12月21日の第120回総会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」を取りまとめた。

・ NPO、企業等の多様な主体と連携・協働し、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を育成するため、社会教育主事講習等規程を改正し、養成科目の改善を図るとともに、その学習成果を生かすことができるよう、講習の修了者等が「社会教育士」と名乗ることができることとした。また、社会教育人材を対象とした研修においても最新の知識と技能の習得のため、現代的課題を取り上げて資質向上を図った。また、令和2年4月の改正省令施行後、社会教育士等の取組事例を具体的に紹介する特設サイトを開設して周知を図っており、制度活用の広がりとともに、徐々に受講ニーズが増加している。

・ 一方、社会教育主事講習については一部地域において現状の定員では高まるニーズに対応できない状況が生じており、今後は講習の一部オンライン化等による定員増の工夫や、講習実施機関を増やしていくことで受講機会の確保を図ることとしたい。

● 施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営

・ 社会教育施設の複合化等に関する事例集や社会教育施設を含めたPFI等の事例集を作成・周知するとともに、施設の中長期にわたる整備内容等を具体的に表す「個別施設計画」の早期策定を促す説明会を開催し、各地方公共団体における施設の戦略的な維持管理を推進している。

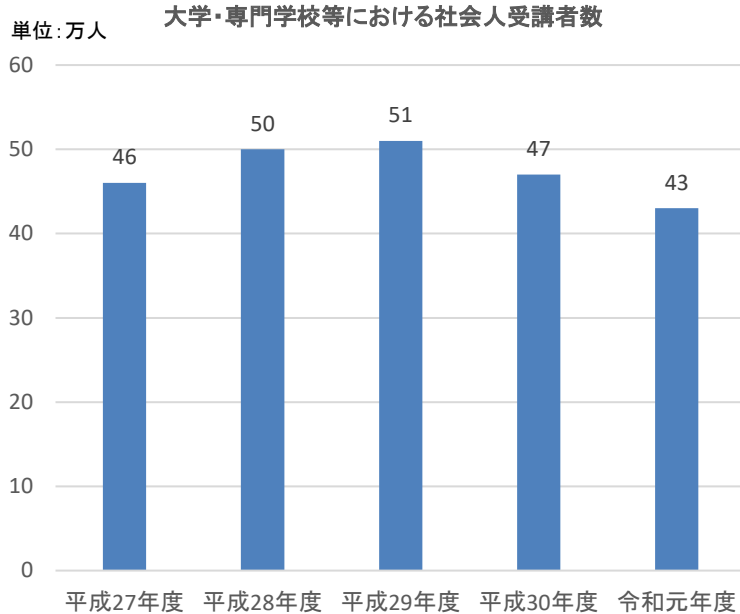
目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：

大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする



文部科学省：「学校基本統計」、「短期大学教育の改善等の状況に関する調査」、「大学における教育内容等の改革状況について」、「私立高等学校等実態調査」（一部推計）

平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。大学の正規課程や短期プログラムにおいてはほぼ横ばいであるが、専修学校の短期プログラムの変動が大きい。

各施策の進捗について

●教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施

- ・「職業実践力育成プログラム」については、令和3年度よりDX分野等を新たなテーマとして設定するとともに、新たに43課程を認定し、令和4年4月以降の認定課程数は357課程となる予定。また、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充に取り組んでおり、今後とも取組を継続しつつ、成果の普及を図っていく。
- ・「職業実践専門課程」については、令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されている。引き続き、専修学校と企業等とが連携した実践的・専門的な職業教育の取組を推進することにより、地域の企業や業界団体等において真に必要とされる人材を育成する。
- ・大学等における実務家教員育成のための研修プログラムの開発・実施を令和元年度から支援するとともに、研修プログラム修了者と実務家教員を必要とする大学等のマッチングを支援するサイトを令和3年度に構築した。今後も研修プログラムを継続して実施しつつ、他大学等への展開を図る。

●社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・放送大学において、コンテンツをオンデマンドで視聴可能な環境を整えているほか、時代の要請に応じて数理・データサイエンス・AI教育に関する公開講座を開講しデジタルバッジの発行も行うなど多くの社会人が受講している。今後とも単位認定試験のIBT化や同時双方向Web授業の本格実施など更なる利便性の向上と内容の充実に取り組む予定。
- ・社会人が働きながら学べる学習環境の整備：長期履修制度について、関係会議等での周知を通じその活用を促したほか、大学等における履修証明制度について、平成30年11月の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」における提言等を踏まえ、平成30年度に最低時間数を短縮するとともに、複数の教育機関による単位の累積による学位取得にも資するよう、令和元年度に履修生への単位認定を可能とする制度改正を行った。
- ・大学・大学院等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定する取組を実施しており、平成31年に履修証明プログラムの総時間数の下限が従来の120時間以上から60時間以上に改められたことを受け、より短期のプログラムの認定も行うこととした。また、平成30年度から、専修学校の社会人向けの短期プログラムを文部科学大臣が認定することにより、社会人のキャリア形成を促進する「キャリア形成促進プログラム」制度を創設した。令和4年3月現在、17学科を認定している。引き続き、当該制度の推進・周知により、社会人が学びやすい環境を整える。
- ・令和元年度より、社会人向けの講座や学びの支援制度等に関する情報を発信するポータルサイト「マナパス」を公開し、順次機能の拡充を行っている。今後とも、既存コンテンツの充実や機能の拡充等に取り組んでいく。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各施策の進捗について

●経済的な支援の実施

学び直しを経済的な側面から支援するため、日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金においては、過去に貸与を受けた者も再び貸与を受けることを可能としているとともに、教育訓練給付の対象となる講座の充実を行っている。

また、「職業実践力育成プログラム」、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等における教育訓練給付制度との連携や、社会人の学び直しのためのポータルサイト「マナパス」における経済的支援に関する情報提供等を行っているところであり、今後も関係府省の連携強化を図っていく。

●労働者の学びに関する企業側の理解促進

企業内での計画的な人材育成、企業におけるスキル・学習成果重視の評価体系の導入（処遇や報酬と連動）等の取組の実践を企業に促すとともに、企業が教育訓練休暇制度等を導入・適用した場合に助成を行うなど、リカレント教育を促進するための環境整備を行った。

【再掲の施策群】

●高等教育機関における実践的な職業教育の推進

進捗の総括

大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。目標に向けた施策としては、職業実践力育成プログラムの認定や職業専門実践課程の認定による産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施、放送大学における提供コンテンツの充実、大学の履修証明制度の改善、ポータルサイト「マナパス」の公開、日本学生支援機構の貸与型奨学金による経済的支援等の取組を行った。

課題とその対応

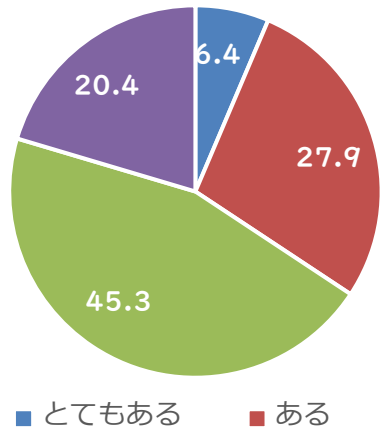
社会人が大学等で学ぶにあたっては、社会人のニーズにあった実践的プログラムが少ないこと、学ぶための時間や情報を得る機会が少ないこと、学費の負担が大きいこと、学んだ成果の職場などでの適切な評価が十分になされていないこと等が課題となっており、行政機関、大学、専門学校、企業等が連携・協働して、これらの課題の改善を図りながらリカレント教育の充実に取り組んでいく必要がある。

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各指標の状況について

参考指標：学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合



学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動を含む生涯学習の機会が「とてもある」「ある」と回答する障害者の割合は34.3%である（18歳以上の障害者本人および障害者を家族に持つ者4,650名が回答）。

現状では、約7割の障害者の生涯学習機会が不足している。

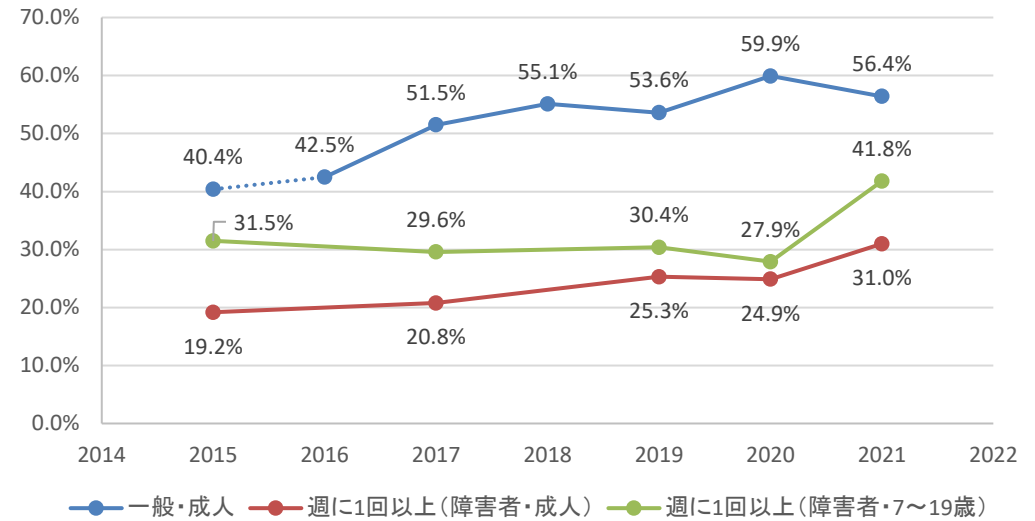
文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成31年3月）

- 「文化や芸術」に触れる場や学習プログラムは身近にある 30.7%
- 「身体を動かす」場や学習プログラムは身近にある 33.7%
- 「仲間と学び合う」場や学習プログラムは身近にある 28.3%

また、同調査において、共生社会の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることについて、81.1%が賛同している。

参考指標：障害のある方のスポーツ実施率の推移（週1回以上）

国民のスポーツ実施率



令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、障害のある方が気軽にスポーツに親しめる環境の整備等が十分ではないため、一般の成人と比べると大きく下回っている。

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各施策の進捗について

●学校卒業後における障害者の学びの支援

・学校卒業後の障害者の生涯学習機会を拡充するため、平成30年度より実践研究事業を開始し、市区町村や民間団体等による効果的な生涯学習プログラムの開発や都道府県による生涯学習支援体制の構築等に関するモデル事業を実施し、共生社会コンファレンス等の開催により成果普及等を行った。これらの取組のさらなる横展開と、地方公共団体が自らの責務として障害者の生涯学習支援に取り組むための体制整備や人材育成が今後の課題である。

●地域学校協働活動の推進【一部再掲】

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、特別支援学校等を含めた取組に対する財政支援やパンフレット、フォーラム、大臣表彰等による普及・啓発活動を行い、全国的に実施状況が伸びている。一方で、取組状況には自治体間格差・学校種間格差が見られることから、引き続き導入の加速化や内容の充実に取り組む。

●切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】

・障害のある子供の切れ目ない支援を進めるため、連携支援教育コーディネーターの配置等に係る経費を確保するとともに、教育、福祉、医療等の連携に向け、平成30年に学校教育法施行規則を一部改正し、個別の教育支援計画の作成に当たって、学校が医療・福祉・保健等の関係機関と情報共有を図ることを義務付けるなど、関係機関の連携も強化した。今後は、こうした取組を通し関係機関の連携の強化が図られるよう、周知や必要な予算の確保に努める。

●大学等における学生支援の充実

・令和2年度より「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を開始し、複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチによる障害のある学生への修学・就職支援を促進している。今後も設置主体を問わず、各大学等に対する適切な支援に努めるとともに、障害学生支援の更なる充実を促していく。放送大学においては、引き続き、印刷教材のテキストデータの提供、テレビ科目やオンライン授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援の充実を図っていく。

●障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

・平成30年度より、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組等を実施した。障害者のスポーツ実施率は、一般と比べると大きな隔りがあることから、引き続き障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくり等を進めていく。
・文化芸術団体や自治体等が行う障害者の文化芸術活動の創造・発表の機会の確保や障害者が芸術作品を鑑賞・体験しやすい環境づくりの取組を推進するとともに、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等を行った。今後、これまでの成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発や支援人材育成等に取り組む。

進捗の総括

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の機会が確保されていると回答する障害者は約3割であり、約7割の障害者の生涯学習機会が不足している状況である。目標に向けた施策としては、障害者の生涯学習機会の拡充のためのモデル事業等の実施や、地域学校協働活動の推進、関係機関の連携強化、障害のある学生の修学・就職支援の促進、スポーツや文化芸術に親しめる環境づくりの推進を行った。

課題とその対応

障害者の生涯学習機会が不足している現状の改善に向けて、効果的なプログラムの開発や支援体制の構築等に関するモデル事業の成果を横展開することにより、地方公共団体における主体的な体制整備や人材育成の取組を促す必要がある。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っていることから、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、文化芸術活動についても、あらゆる地域で文化芸術活動に触れ、表現活動を行うことができる環境を整備する。